



No.1263

町からのお知らせ

住民税務課から

※お問い合わせ先  
住民税務課税務G

☎662・2112

取り壊し建物の届出をお忘れなく

固定資産税が課税されている家屋について、平成28年中に取り壊した建物がある方は、忘れずに届出を行ってください。届出がないと翌年度も課税される場合があります。

届出用紙は住民税務課に準備してあるほか町の公式ホームページからダウンロードできます。

●持ち物 印かん

固定資産税の減額措置について

次の改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置を受けることができます。該当する方には、完成後3か月以内に関係書類を添え申請書を提出して

ください(耐震改修・省エネ改修は、基準に適合したことの証明書が必要です)。手続きの詳しい内容・申請書の用紙等は、住民税務課に準備してあるほか、町公式ホームページからダウンロードできます。

1. 住宅の耐震改修

●対象住宅 昭和57年1月1日以前から所在する住宅

●改修の内容 現行の耐震基準に適合した、工費が50万円を超える改修  
●減額内容 翌年度の固定資産税額(1戸当たり120㎡相当分まで)の1/2が減額されます。

2. 住宅のバリアフリー改修

●対象住宅 次のいずれかの方が居住する、新築された日から10年以上を経過した、改修後の床面積が50㎡以上の住宅(賃貸住宅を除く)  
①65歳以上の方 ②要介護認定または要支援認定を受けている方 ③障がいのある方

●改修の内容 次のバリアフリー改修

工事で、補助金を除く自己負担額が50万円を超える改修  
①廊下の拡幅  
②階段の勾配の緩和  
③浴室の改良  
④トイレの改良  
⑤手すりの取り付け  
⑥床の段差の解消  
⑦引戸への取替え  
⑧床表面の滑り止め化

3. 住宅の省エネ改修

●対象住宅 平成20年1月1日以前から所在する、改修後の床面積が50㎡以上の住宅(賃貸住宅を除く)

●改修の内容 現行の省エネ基準に適合した、次のうち①の窓の断熱改修  
工事を含む工費が50万円を超える改修  
①窓の断熱改修工事  
②床の断熱改修工事  
③天井の断熱改修工事  
④壁の断熱改修工事

●減額内容 翌年度の固定資産税額(1戸当たり120㎡相当分まで)の1/3が減額されます。

旧校舎解体工事が  
始まりました

※お問い合わせ先  
教育課学校施設整備G  
☎662・5435

皆様には、工事車両の通行や騒音・振動等でご迷惑をおかけしますが、安全に充分配慮しながら、年内で解体工事を完了するべく作業を進めていきます。また、中山中学校はこれまで、歴代の卒業生をはじめ多くの方々より、心のこもった贈り物をいただいています。この取り扱いについて、移設が可能な品は新校舎に移設しますが、設置後年数を経過して損傷が著しいものや移設することが困難なもの等については、やむを得ず撤去させていただきます。で、ご了承をお願いいたします。

今月の納税等

納期限 8月31日(水)

- 町県民税 2期
- 国民健康保険税 2期
- 介護保険料 2期
- 後期高齢者医療保険料 2期

※税額に変更のある方については、8月15日(月)に変更の通知を発送します。お手元に届いた方は内容を確認のうえ納付してください。

※お問い合わせ先  
住民税務課税務G ☎662・2112

「ねたきり老人等」「重度障がい者」  
介護者激励金を支給します



ねたきり老人等または重度障がい者を在宅で6か月以上継続して介護されているご家族に激励金を支給します(過去1年間において入院等が3か月未満で、その入院の期間を除いた在宅での介護期間が6か月以上になる場合も該当します)。

●対象

ねたきり老人等(65歳以上)の介護者	重度障がい者(20歳以上65歳未満)の介護者
次のいずれにも該当する方を介護している方 1. 要介護4~5または障害支援区分5~6(注)と認定されてから6か月以上その状態が継続している方 2. ねたきりまたは認知症の方で一定の介助を要する方	次のいずれにも該当する方を介護している方 1. 要介護4~5または障害支援区分5~6と認定されてから6か月以上その状態が継続している方 2. 身体障害者手帳1~2級、療育手帳Aランクまたは精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方 3. 次の10項目のうち6項目以上が全介助の方 ・歩行 ・移乗 ・洗身 ・食事摂取 ・飲水 ・排尿 ・排便 ・上衣着脱 ・ズボン着脱 ・移動

※ただし、生活保護の被保護世帯に属する方は対象になりません。

- 支給額 年額 5万円
- 申請手続 各地区の民生委員を通じて健康福祉課へ申請してください。民生委員の連絡先や激励金の詳細については健康福祉課へお問い合わせください。
- 申請締切 8月31日(水)

※お問い合わせ先 健康福祉課介護支援G ☎662-2456

9月1日から国民健康保険証が切り替え更新されます

現在、町の国民健康保険に加入されている方がお持ちの保険証は、有効期限が「平成28年8月31日」となっています。9月からの新しい保険証は8月下旬から月末にかけて、世帯分を一括して世帯主あてに郵送します。

- 保険証が届いたら、内容をよく確認してください。
- 新しい保険証の有効期限は次の方を除き、平成29年8月31日です。
  - ・平成29年8月末日までに75歳になる方
  - ・平成29年8月末日までに65歳になる退職被保険者とその退職被扶養者の方
  - ・国保税に滞納があり、短期保険証が交付される方
- 保険証は個人ごとのカード式です。台紙からはがしてお使いください。



カードの4隅のいずれかをめくり、浮いた保険証をはがしてください。

- 現在お持ちの古い保険証は、有効期限が切れた後、ハサミを入れるなどし、責任を持って処分してください。
- 社会保険等に加入しているにもかかわらず国民健康保険の保険証が届いた方は、国保を脱退する手続きがお済みでないと考えられますので、社会保険等の保険証、国保の保険証、世帯主の認印を役場1階③番窓口にお持ちになって手続きをお願いします。

※お問い合わせ先 住民税務課住民G ☎662・2113